

# 公表します

# 飯山市の人事行政の運営状況

## 6. 職員の研修と勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況 (平成 18 年度)

区分	内容
独自研修	職員同和研修、管理・監督者研修、実地体験研修、新聞等情報研修、メンタルヘルス研修
市以外が主催する研修会	財務会計事務研修、監査事務研修、税務職員初任者研修、中堅行政職員研修、自治体人事評価制度研修、給与事務研修会、管理・監督者のためのメンタルヘルス研修、メンタルヘルス研修、北信三市主査研修、人事管理研修、北信三市人事・給与事務研修会、北信三市管理者研修会、先進都市行政視察

### (2) 勤務成績の評定の状況

平成 17 年 10 月から、職員及び労働組合が参画した飯山市人事評価制度策定委員会を設置し、人材育成を基本理念とした新たな人事評価制度の制度設計に取り組んでいます。

## 7. 職員の福祉と利益の保護の状況

### (1) 産業医及び衛生委員会の設置

職員の衛生及び健康の管理を行うため産業医を置くとともに、職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策、公務災害の原因の調査及び再発防止対策その他職員の安全及び衛生に関することについて調査審議するため衛生委員会を設置しています。

### (2) 健康診断等の実施

内容	
レントゲン間接撮影、胃集団検診、大腸がん検診、人間ドック、婦人がん検診、総合健康診断、メンタルヘルス研修会	

### (3) 公務災害等の発生及び認定状況

公務災害 (件)		通勤災害 (件)	
発生	認定	発生	認定
4	5	0	0

### (4) 福利厚生事業

ア. 互助会は、職員 (会員 277 人) からの会費 (給料月額 1,000 分の 4.5 に相当する額。H 18 年度 約 4,602 千円) 及び市からの補助金 (H 18 年度 2,019 千円) 等で運営されています。

この補助金は、主に市が本来実施すべき福利厚生事業を市に代わって互助会が実施するために要する人件費や事務費などに充当しています。

なお、互助会が実施する慶弔金、見舞金、資金の貸付、生活物資の斡旋などの事業の費用は、会費などにより賄われています。

イ. 職員の共済制度は、他の健康保険や厚生年金の制度と同様に地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担・拠出する財源により短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等を行っています。

## 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間：1 週間 40 時間、勤務の割振り：月曜日から金曜日。1 日の勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分。(途中 1 時間の休憩時間を設け 8 時間)

(2) 休暇等の種類：年次休暇、療養休暇、特別休暇 (夏季、結婚、産前産後、子の看護、忌引、ボランティア活動等)、育児休業、介護休暇等

(3) 年次休暇：年に 20 日。使用しなかった年次休暇は翌年次に限り繰り越して使用可。平成 18 年中の平均取得日数は 8.9 日。

### (4) 育児休業、介護休暇の取得状況等

平成 18 年度中に新たに育児休業を取得した職員の数						
取得者数		取得期間				
男	女	3ヶ月以下	3ヶ月超え 6ヶ月以下	6ヶ月超え 9ヶ月以下	9ヶ月超え 1年以下	1年超え 3年以下
0	5	-	-	-	3	2

平成 18 年度中に新たに介護休暇を取得した職員の数						
取得者数		取得期間				
男	女	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月超え
-	-	-	-	-	-	-

## 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分の件数					処分の主な理由	
免職	休職	降任	降格	計		
-	1	-	-	1	・心身の故障 (地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号)	
懲戒処分の件数					処分の主な理由	
免職	停職	減給	戒告	計		
-	-	-	1	1	・法令違反 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号)	

■分限処分：一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

■懲戒処分：職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分。規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うもの。

## 5. 職員のサービスの状況

職員のサービスの根本基準は、地方公務員法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、同法では、営利企業等の従事制限等を職員に課しており、その他にも職務命令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等の義務を地方公務員に課しています。本市における営利企業等への従事許可の状況 (地方公務員法第 38 条第 1 項の規定による任命権者の許可を受けたもの) は次のとおりです。

申請件数	承認件数	承認した主な事項
10	10	事業所・企業統計調査等

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用状況及び退職事由別の職員の退職状況

H 19.4.1 (人)				
採用者数	上級職	中級職	初級職	合計
2	0	0	0	2

  

H 18.4.1 ~ H 19.3.31 (人)			
退職者数	定年退職	定年退職以外の退職	合計
5	5	4	9

(注) 職員数は一般職員に属する職員数であり、地方自治法、公益法人等への派遣等に関する条例に基づく派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 人件費と職員給与費の状況

ア. 人件費の状況 (H 18 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
142 億 6,151 万 1,000 円	20 億 5,499 万 9,000 円	14.4%

イ. 職員給与費の状況 (H 19 年度普通会計当初予算)

職員数 (A)	給与額			計 (B)	1人あたり 給与費 (B/A)	共済費
	給料	職員手当 うち期末・勤勉手当				
240 人	9 億 2,138 万 1,000 円	5 億 2,673 万 9,000 円	3 億 6,938 万 6,000 円	14 億 4,812 万円	603 万 4,000 円	2 億 9,751 万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

### (2) 一般行政職の平均給料月額と平均年齢の状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

平均給料月額	平均年齢
31 万 9,348 円	41.6 歳

### (3) 一般行政職の初任給と経年数別・学歴別平均給料月額の状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

採用	初任給	経年数					
		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満	25年以上～ 30年未満	30年以上～ 35年未満	35年以上
大学卒	170,200 円	288,687 円	317,691 円	362,014 円	393,500 円	427,767 円	-
高校卒	138,400 円	239,900 円	285,668 円	321,333 円	357,929 円	382,258 円	408,264 円

### (4) 一般行政職の職務上の地位別職員数の状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	副主幹 主査	係長 主幹	課長補佐	課長	部長 参事	
職員数 (人)	8	28	63	39	16	7	7	168
構成比 (%)	4.7	16.7	37.5	23.2	9.5	4.2	4.2	100.0

### (5) 職員手当の状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

区分	飯山市		国
	期末	勤勉	
期末・勤勉手当	6月期 (特定幹部職員)	1.4 月分 (1.2 月分)	0.725 月分 (0.925 月分)
	12月期 (特定幹部職員)	1.6 月分 (1.4 月分)	0.725 月分 (0.925 月分)
	合計 (特定幹部職員)	3.0 月分 (2.6 月分)	1.45 月分 (1.85 月分)
退職手当	自己都合	勤奨・定年	
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度	59.28 月分	59.28 月分	
その他特例	退職時特別昇給は実施していません		

※他に扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当等があります。管理職手当は (6) 参照。特殊勤務手当は H14 全廃済

### (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数 (人)		増減数	主な増減理由	
	18 年度	19 年度			
部 門					
一般行政	議 会	3	3	0	
	総務企画	51	52	1	民間派遣研修業務課付による増
	税 務	16	14	△ 2	行政改革による減
	民 生	63	60	△ 3	行政改革及び部門の調整による減
	衛 生	17	12	△ 5	事業の統廃合及び部門の調整による減
	農 林	18	17	△ 1	行政改革による減
	商 工	11	11	0	
	土 木	30	27	△ 3	部門の調整による減
	小 計	209	196	△ 13	
	行政特別	教育	40	38	△ 2
小 計	40	38	△ 2		
企業等	水道	10	10	0	
	下水道	1	6	5	部門の調整による増
	その他	10	13	3	部門の調整による増
	小 計	21	29	8	
合 計	270	263	△ 7		

### (6) 一般職の給与抑制措置の状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

	部長	参事	課長	5 級在級者のうち 市長が特に認めた者
管理職手当	61,950 円 → 49,560 円 (△ 20.0%)	53,100 円 → 42,480 円 (△ 20.0%)	40,420 円 → 32,336 円 (△ 20.0%)	37,570 円 → 30,056 円 (△ 20.0%)

### (7) 特別職の報酬などの状況 (H 19 年 4 月 1 日現在)

区分	給料月額等	期末手当支給割合
市 長	714,000 円	給料月額等 × 1.4 × 下記の月数 6 月期 1.60 月 12 月期 1.70 月
副市長	585,000 円	
教育長	508,000 円	
議 長	328,000 円	
副議長	281,000 円	
議 員	263,000 円	